



2022年5月18日

各 位

会 社 名 株式会社 ZOZO
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 澤田 宏太郎
(コード番号 3092 東証プライム)
問合せ先 取締役副社長兼 CFO 柳澤 孝旨
電話番号 043 (213) 5171

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月18日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第24回定時株主総会に、定款一部変更について、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 定款第2条(目的)に関しまして、事業内容の記載を整理するとともに、今後取り扱う可能性のある事業に機動的に対応できるようにするため、一部内容を削除し、事業目的各号記載の順序の整理、変更を行うものであります。
- (2) 定款第11条(株主総会の招集)に関しまして、2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会)の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、変更を行うものであります。
- (3) 定款第17条(株主総会参考書類等の電子提供措置)に関しまして、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。
また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 1. 次の製品の企画、制作、販売、製造、製作及び輸出入、並びにライセンス (1) 衣料、スポーツ用品、医療用品及び雑貨 (2) CD、DVD、ビデオ等の映像、音声ソフト (3) キャラクター商品 (4) 電子機器及び計測機器 2. インターネット・デジタル放送等による通信販売業務 3. インターネット上におけるショッピングモールの開設および運営ならびに運営の受託業務 4. インターネット上のオークションの開設 5. インターネットを媒体としたコンテンツ配信 6. インターネットのホームページの制作・運営・保守・管理及びコンサルティング 7. インターネット等のネットワークを利用した商品の在庫管理・顧客管理・受注管理システム等の設計、開発、運用およびこれらのコンサルティング業務並びにシステムの賃貸業 8. 各種情報、データの収集、分析、解析、制作及び販売 9. 各種店舗・オフィス・住居等の内装・外装・設備の企画、設計、施工、監理 10. 飲食店、売店、宿泊施設、駐車場並びにスポーツ施設、リクリエーション施設、文化施設の経営及び管理 11. インテリアコーディネート業 12. 古物の売買及び委託販売 13. 商品の保管・管理・発送・配送業務の受託 14. 広告業 15. セールスプロモーションの企画・立案 16. 店舗の設計コンサルタント業 17. 経営コンサルタント業務 18. クレジットカード業 19. 金融業 20. イベントの企画・制作 21. 芸能タレント及びスポーツ選手の育成、マネージメント、肖像権管理及びプロモート業務 22. 外国芸能タレント・外国スポーツ選手の招聘 23. スポーツその他の文化事業等の興行 24. 出版業 25. 上記各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 1. <u>ファッション及びファッションテックに関する事業</u> 2. <u>インターネット等を利用した電子商取引事業</u> 3. <u>情報処理、情報通信、技術開発に関する事業</u> 4. <u>各種施設及び設備の運営に関する事業</u> 5. <u>イベント、スポーツに関する事業</u> 6. <u>出版に関する事業</u> 7. <u>広告業務及びマーケティングに関する業務</u> 8. <u>ウェブサイトの構築、保守及び運営に関する事業</u> 9. <u>貨物利用運送事業</u> 10. <u>倉庫業</u> 11. <u>古物営業法による古物商</u> 12. <u>化粧品、医薬品、医療機器及び医薬部外品の製造、販売</u> 13. <u>酒類、食料品及び飲料品の販売</u> 14. <u>有料職業紹介事業及び労働者派遣業</u> 15. <u>クレジットカードに関する業務及び前払式証券(ギフトカードおよび商品券等)の発行およびその販売</u> 16. <u>金融業</u> 17. <u>前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会の招集) 第11条 (条文省略) (新設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(現行通り)</p> <p><u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(附則) <u>変更前定款第15条の規定の削除および変更後定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>3. 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月28日(予定)

以上